

## 第2次草津市みどりの基本計画（改定版）（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び対応について

1. 実施期間：平成30年5月21日（月）から平成30年6月20日（水）まで

2. 閲覧者数：閲覧者合計126件

ホームページ111件、閲覧場所（公園緑地課5、情報公開室2、南草津図書館5、市立図書館3）15件

（参考）フェイスブックリーチ数948件（リーチ数：ページのコンテンツを見たユーザー数）

3. 意見提出者数：6人、15件

直接提出 2通

郵便による提出 2通

メールによる提出 1通

FAXによる提出 1通

## 4. 意見の内容と市の考え方

	意見	市の考え方	修正の有無
No. 1	① 緑は景観と情操を育てる大切な市民の財産であり、市民総体で守り育てることによるシビックプライドの高揚を考えるべきである。其れに合ったロゴが必要ではないか。	第2次草津市みどりの基本計画（改定版）（案）は、第5次総合計画を上位計画として「ふるさと草津の心（シビックプライド）」の醸成に寄与するものであることを基本的な考え方としているところです。ロゴにつきましては、市民活動等の連携を図って行く中で、活動が活発化することにより必要に応じて作成されていくものと考えます。	修正なし
No. 2	① 「パートナーシップで育む緑住文化都市 ひと・都市・自然が交感する みどりのまち 草津」とは、どういうことなのかを考えてみました。  ◇「みどりを育て、つくり、守る活動がひろがっている。」に関して。 *宅地、道路などが増え、草津市全体でのみどりの量は減っています。特にこれから開発地域に関しては、個々もしくは地域レベルで、緑地の割合を設定してみてもどうか。	みどりの面積的要件としては、2種類の指標を掲げています。 緑地の確保として、将来市街化区域の概ね1割に相当する量を、緑地として確保しようとするもので、現在2020年度末の目標値として11.1%を確保する目標としています。今日までの実績で概ね確保できている状況となっています。 都市公園等の施設として整備すべき緑地として、市民1人当たりの都市公園等の面積を2020年度末の目標値として6.7㎡を確保し、長期的な目標として、2030年度末頃には、1人当たり10㎡を確保しようとするものです。 これらの目標を細分化して地域ごとに設定することは、理想的ではありますが、構造的に困難な状況であると考えますので、	修正なし

		上記の指標を目標に緑化推進を進めてまいります。	
②	<p>*みどりを広げるためには、みどりに興味をもってもらわないといけません。「みどり」とは、動物や昆虫などの生き物まで含めて広い意味と定義づけされていました。子供の頃から虫や小鳥、小動物に興味を持ってもらえるような取り組みをする。虫や小鳥や小動物は、緑がある場所に来ることを知ってもらえれば、緑の大切さがわかる。自ずと「みどり」が広がると信じています。</p>	みどりの広がりについては、ご意見のとおり、まず興味を持ってもらい、親しみを抱いていただく必要があると考えています。計画においてはそうしたことを前提として、自然的緑地を琵琶湖の環境を踏まえ、「みどりのみち」「水のみち」と公園・緑地のエコロジカルネットワークを形成し、虫や小動物の生息地を確保することにより、緑の大切さを理解して貰える環境を整えて行きたいと考えています。	修正なし
③	<p>◇「みどりを仲立ちに、ひと・都市・自然が交感している」</p> <p>*自然と交感するには、ひとが自然に近づかなくてははいけません。「水生植物公園みずの森」では、夏場毎週葉散をしています。確かに害虫といわれる毛虫は、人が被害にあうので駆除しなくてははいけません。けれど、害虫を駆除するとともに益虫なども死に、花がたくさん咲いているのに蝶の姿をあまり見かけません。小鳥もあまりいません。人のほうから、自然を遠ざけている気がしてなりません。</p>	<p>自然と交感するために、自然とふれあうためには、一定管理された自然でなければ触れ合うことが難しいと考えます。</p> <p>生態系に含まれる種が減少すると生態系の安定度が低下するので、地球の生態系の複雑さが更に減少するならば地球生態系は崩壊を運命付けられていると警告を与えています。</p> <p>これらを踏まえ、ご意見のとおり緑を管理する手法や環境に与える影響に配慮した管理を進める必要があると考えます。</p>	修正なし
④	<p>◇「花と緑に彩られたまちなみとなっている」</p> <p>*「街路樹の目的とは？」 街路を美化したり、車などから出る排気ガスや騒音から宅地を守ったりするものです。草津市の街路樹は、街路を美化するどころか、樹木本来の姿をなくし、見ていて不快に感じる剪定をされており、非常に残念で恥ずかしく感じます。交通の見通しや、電線への障害は理解できなくもありません。けれどそれならば、中低木などに樹木の選定を見直す必要があると思います。</p>	街路樹は、街並みを形成する重要な要素であり、地域にふさわしい緑化や歩道に花で彩られることは、歩いて楽しいまちの形成につながるものと考えています。街路樹を植栽するスペースが限られているため、植栽が完成した時点と樹木が成長し、街並みにそぐわない状況になっているところもあります。いただいたご意見は、今後の街路樹剪定手法や植樹計画のあり方を考える上での参考とさせていただきます。	修正なし

	⑤	<p>*「花と緑に彩られた街並み」にする前に、「電柱がない街なみ。」「景観にふさわしくない看板がない街並み。」</p> <p>キャンパスが汚れていては、いくら綺麗な色を塗っても、本来の色にはなりません。</p> <p>することは、キャンパスを綺麗にすること。そちらが先なのでは。</p>	<p>街並みに電柱や景観にふさわしくない看板等が美しい街並みの阻害要素となっています。これらは、景観法による草津市景観計画、草津市屋外広告物条例などにより、景観重点地区に指定するなどのきめ細やかな地域協議と手順を経ながら進めていかなければ、規制がかけられません。このため、市域全体に広めるには権利者の理解と協力が必要となりますので、みどりの基本計画との連携をしながら進めることとなります。</p>	修正なし
No. 3	①	<p>全体のみどりの基本計画に反対はないです。</p> <p>P11. 第2章計画課題（守る・つくる・育てる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民だれでも安心安全に緑化（緑華）に参加できるような取り組み、維持管理（草刈り、花だんの管理、芝刈り、剪定）みどりを創出し、賑わい、交流、コミュニティの場をつくり、まちづくりや地域交流の活性化になる。</li> <li>・みんなの力で心も身体もまちを元気にする。</li> </ul>	<p>P11には、第2次計画の当初の課題を整理しており、今回の改定版においても引き続き課題とした上で、新たに「ガーデンシティくさつ」の実現を図るための課題をP12に三つを掲載しています。</p> <p>P12の課題1において、「ガーデンシティ」「健幸都市」を視点として市民の交流機会の充実やコミュニティの形成が求められる、としています。市民活動が進展することで、まちに彩りや憩いの場が創出され、活動に参加する仲間とのコミュニティが広がり、みどりが健康にもたらす効果を活かし、更に活動によって直接的な健康への効果を得られるように施策の展開を図ろうとするものです。</p>	修正なし
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に緑のまちづくりを「いつ、どこを」知らす。</li> </ul> <p>（みどりの維持管理）</p>	<p>市民に緑のまちづくりを周知するために、緑化啓発事業やガーデニング情報発信事業などで普及啓発するほか専門家によるガーデニング講座の開催などを通じて市民活動の拡がりを目指すものです。</p>	修正なし
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そして、羊のヒントから、自動芝刈り機導入戦略は強力な味方になるのでは。</li> </ul> <p>☆羊の管理人や管理場所の経費、えさ代、レンタル料は高価である。</p>	<p>羊によるエコ除草や自動芝刈り機の導入などについては、地域ごとの状況の変化等が異なるため、具体策までは明示していません。</p>	修正なし

	④	<p>☆みんなの力、Co2削減、ガソリン0%そして健幸ポイントの加入（草刈り、除草、その他の時間）でポイント、（道草、みちくさしてポイント）道の草を除草。</p>	<p>ガーデニング活動による健幸増進のためにこのような活動への参加で外出機会の増加や仲間づくりができ、生きがいをもち、心身の健康増進につながることから、健幸ポイントの対象とすることで、ガーデニング活動を促進します。</p>	修正なし
No. 4	①	<p>昭和53年7月17日条例第26号「草津市の良好な環境保全条例」が制定されていますが、市が管理する市有地の空地も同法令の46条第1項4項5項第47条に基づいた管理ができていない現状を見ると第2次草津市みどりの基本計画に謳われている市内を花と緑に推進する計画案には、維持管理の面と高齢者の多様化により無理があるように思う。</p>	<p>市有地管理については、担当部署において継続的に維持管理を行っているところがあります。</p> <p>今回の第2次草津市みどりの基本計画（改定版）（案）につきましては、今日まで管理が出来なくなってきている地域の公園などを地域でルール化することにより、使われる公園を目指す方針を示しています。</p> <p>また、花と緑の推進により、高齢者を含め外出の機会を増やすことで、健康の維持ができるような取り組みを進めていこうとするものです。これらの取り組みに対する花苗や資材、講座などを市が支援していこうとするものです。</p>	修正なし

No. 5	①	<p>P20 施策の体系より</p> <p>基本方針1. 育てる、の中で“ガーデニング拠点事業”“みどりの健幸都市づくり”とありますが、育てる、で大切なことは、“土”“生きた土(微生物のいる)”ではないかと思えます。公園を美しく整備して下さいましたが、(草津川跡地など)子どもにも少し病んだ人にも、コンクリート化された地面より、生きた土、草地の上を歩くことが何より必要だと感じます。</p> <p>昔から病人の健康回復の一助として“裸足で朝露を踏め”と言われてように、コンクリートでない土の上を歩くことと、生きた土より育つ土地に在来する樹木、草花の景観をながめることを、この基本計画で大切にしてほしいと願います。</p> <p>小さい子どもは、例えば、草津町の“駒坂児童遊園”は大好きです。</p> <p>みどりと花に囲まれて、生きた心地がするようです。</p> <p>コンクリート、アスファルトの上ではなく土の上で歩くことで、触覚、平衡感覚、皮膚感覚がきたえられます。気管支ぜんそく、アレルギー鼻炎にもよいと言われます。よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>草津川跡地公園(区間5) de 愛ひろばについては、草津川跡地全体が機能を有する防災時の緊急輸送路としての役割と宿場まつりなど市民活動のイベント広場の機能を必要とすることから、舗装された部分が広がっている状況としています。今回の基本計画では、ガーデニングを手法として、ご意見のとおり土と親しみ生命の息吹を感じながら、ガーデニング活動等を通じて仲間とのコミュニティを醸成し、生きがいをもち、心身の健康増進につなげようとするもので、<b>基本的な考え方はご意見のとおりであると考えます。</b></p>	修正なし

--	--	--	--	--

<p>②</p>	<p>P18 計画課題と基本方針について</p> <p>当初の課題「自然との共生に資するみどりの量・質及び利用価値を保全していくことが必要である」という「保全」、「守る」重要性が改定版では弱く感じます。改定版では「ガーデンシティ」や「ガーデニング」の育てる、つくるに力点が置かれていますが、そこには、みどり、緑地保全という本来の意味がすりかえられているように思います。</p> <p>地域在来の生きた土（微生物のいる）流域の自然、植物、生物を保全することをおろそかにして、表面的に花やみどりを増やしても本物の自然景観、生物多様性の保全にはならず、人間の“健幸”にも本当にはつながらないと感じます。</p> <p>「ガーデンシティ」や「ガーデニング」より「保全」を最優先にしつつ、みどりの基本計画の①番目に「守る」がきてほしいと思います。</p>	<p>今回の基本方針の課題は、当初の課題を引継いだ上で、新たな課題として「ガーデンシティくさつ」の実現を追加しているところです。P19の緑化推進と緑地保全の重点地区で既に保全に係る地区指定がなされている湖岸の緑地を適切に保全する地区としています。また、P39のエコロジカルネットワークの形成を図り、緑地の量・連続性を考慮して湖岸と丘陵地の中核地区、総合公園のロクハ公園を拠点地区、草津川跡地や主要河川を回廊地区に、優良農地を緩衝地区として、自然植生や生態系の豊かさが保たれている地区を保全するためのエコロジカルネットワークを形成しようとしています。</p> <p>このように、保全する地区とともにまちなかにも積極的に緑地の増進を図る計画として示しているところです。</p> <p>ご意見のとおり基本計画（改定版）では、「ガーデンシティ」「ガーデニング」による緑の創出を描いておりますが、改定版における保全の区域は、上記のとおり、生態系を保つための区域を設定するなど、「保全」につきましても「育てる」と同様に重要であると考えております。</p> <p>今回、保全する区域は都市計画法、景観法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、河川法等の開発を抑制する規制により保護されていることに加え、草津川跡地公園における市民活動拠点が完成した事を契機として、「育てる」を前段に配置する事としたものです。</p>	<p>修正なし</p>
----------	--	---	-------------

--	--	--	--	--



No. 6	①	<p>P14～15のみどりの目標水準ではガーデンシティくさつを推進するための数値目標が挙げられており、今後の取り組みが進められることを期待します。</p> <p>一方で、公園の整備数や都市緑化などの数値目標が挙げられていますが、既存の公園や緑地等において管理費がかかりますので、このようなみどりの量を増やす目標を掲げるより、管理に予算を用いるべきかと思えます。実際に、P16のみどりの都市構造では市内に公園が地域ごとにきちんと整備されている印象を受けました。そうしたこともありますので、P34～P36の公園の管理において明記されている、公園の管理運営の方針での、公園の魅力向上を、既存の公園で積極的に取り入れてもらいたいと思えます。</p>	<p>ご意見のとおり、既存公園の維持管理に相当な予算を必要としていますので、管理費に重点を置くべきとの考えは、理解していますが、都市緑地法には、みどりの基本計画の策定ができることを明示しており、都市公園法施行令には住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を10㎡以上と基準が定められていることから、指標を定めてみどりを確保しようとしているところです。</p> <p>また一方で、既存公園を使ってもらえる状況にするには、公園の魅力向上を図っていかねば維持管理できないものと考えますので、バランスのとれた施策の展開を図り、魅力あるくさつに向けて市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えています。</p>	修正なし
	②	<p>最後に、緑を育て、つくり、守る施策が第4章（P20～33）に具体的施策として、明記されていますが、ガーデンシティくさつを推進するためには、当該施策が着実に進められることが必要であると思えます。そうした取り組みにより、魅力あるまちとなることを期待しています。</p>	<p>ガーデンシティの推進には、多くの市民の活動や参加が活発に展開されることが重要であると考えています。施策を実施するのは、市をはじめとする行政ですが、施策を展開する上では、市民が主体となりますので、多くの方々がみどりのまちづくりに参加していただき、魅力あるまちを市民と行政が一緒になって築いていく必要があると考えます。</p>	修正なし

--	--	--	--	--